

県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月21日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第19号

県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

県立自然公園条例施行規則（昭和34年岩手県規則第39号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(特別地域内における許可又は届出を要しない行為)</p> <p>第5条 条例第10条第8項第4号に規定する行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 河川法（昭和39年法律第167号）第3条第2項に規定する河川管理施設（樹林帯を除く。）、砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備、海岸法（昭和31年法律第101号）第2条第1項に規定する海岸保全施設、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第2条第3項に規定する地すべり防止施設又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設を改築し、又は増築すること。</p> <p>(8) 港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する港湾施設又は同法同条第3項及び第4項に規定する港湾区域若しくは臨港地区以外の場所に設置する航路標識その他船舶の交通の安全を確保するために必要な施設若しくは廃油処理施設、航空保安施設、自記雨量計、積算雪量計その他気象、地象若しくは水象の観測に必要な施設又は鉄道若しくは軌道のプラットホーム（上屋を含む。）を改築し、又は増築すること。</p> <p>(9) 信号機、防護柵、<u>土留よう壁</u>その他鉄道、軌道又は自動車道の交通の安全を確保するために必要な施設を改築し、又は増築すること（信号機にあつては、新築することを含む。）。</p> <p>(10) [略]</p> <p>(11) 道路の舗装及び道路の<u>こう配緩和</u>、線形改良その他道路の改築で、その現状に著しい変更を及ぼさないもの</p> <p>(12)～(67) [略]</p> <p>(68) 巢箱、<u>給餌台</u>、給水台等を設置すること。</p> <p>(69)～(118) [略]</p>	<p>(特別地域内における許可又は届出を要しない行為)</p> <p>第5条 条例第10条第8項第4号に規定する行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 河川法（昭和39年法律第167号）第3条第2項に規定する河川管理施設（樹林帯を除く。）、砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備、海岸法（昭和31年法律第101号）第2条第1項に規定する海岸保全施設<u>（堤防又は胸壁にあつては、当該施設と一体的に設置された樹林を除く。）</u>、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第2条第3項に規定する地すべり防止施設又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設を改築し、又は増築すること。</p> <p>(8) 港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する港湾施設又は同条第3項及び第4項に規定する港湾区域若しくは臨港地区以外の場所に設置する航路標識その他船舶の交通の安全を確保するために必要な施設若しくは廃油処理施設、航空保安施設、自記雨量計、積算雪量計その他気象、地象若しくは水象の観測に必要な施設又は鉄道若しくは軌道のプラットホーム（上屋を含む。）を改築し、又は増築すること。</p> <p>(9) 信号機、防護柵、<u>土留擁壁</u>その他鉄道、軌道又は自動車道の交通の安全を確保するために必要な施設を改築し、又は増築すること（信号機にあつては、新築することを含む。）。</p> <p>(10) [略]</p> <p>(11) 道路の舗装及び道路の<u>勾配緩和</u>、線形改良その他道路の改築で、その現状に著しい変更を及ぼさないもの</p> <p>(12)～(67) [略]</p> <p>(68) 巢箱、<u>給餌台</u>、給水台等を設置すること。</p> <p>(69)～(118) [略]</p> <p><u>(119) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第9条の2第1項の規定による主務大臣の許可に</u></p>

(119) [略]	<u>係る特定外来生物の放出等</u> をすること。
(120) [略]	(120) [略]
(120) [略]	(121) <u>特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除を目的とする生殖を不能にされた特定外来生物の放出等</u> をすること。
(121) [略]	(122) [略]
	(123) [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。